

第 21 回定年力検定試験

模範解答と一部解説

問題番号	生活	税金・不動産	保険・年金	金融	相続
1	1	1	1	2	3
2	3	2	2	1	1
3	2	2	1	3	3
4	2	3	1	3	1
5	3	3	2	3	1
6	3	2	3	1	2
7	1	3	2	3	1
8	2	3	1	2	2
9	3	2	2	1	2
10	2	2	3	1	1
11	1	2	1	2	3
12	2	3	1	1	2
13	3	1	2	3	2
14	1	2	3	1	1
15	1	3	2	2	3
16	2	3	3	3	3
17	3	1	3	2	2
18	1	1	2	1	1
19	1	3	2	2	3
20	2	1	1	2	1

<不正解が多かった問題の解説>

【生活】

問 2

現在の金融資産を運用しながら取り崩し、年金として受け取る場合、その受け取れる金額を求めるときに使用する係数は「資本回収係数」です。

よって、解答を求める算式は $1,000 \text{ 万円} \times 0.106 = 1,060,000 \text{ 円}$ となり、正解は③になります。テキスト 8 ページを参照してください。

問 15

問題文に「任意後見契約を結ぶと、契約を結んだ旨とその内容が登記される。」とあります。登記とは、ものごとの権利関係などを社会に公示するための制度で、法務局が事務を取り扱っています。このことを知っていれば、「登記事項証明書」は法務局から交付を受けられることが想像できます。登記は、「不動産」や「相続」にも関係あるため、法務局で行われる事務手続きであることを知っておくと、実生活にも役立ちます。任意後見制度については、テキスト 46 ページ以降を参照してください。

解答は①になります。

【税金・不動産】

問 8

「ふるさと納税制度」は平成 20 年から施行されていますが、平成 25 年に改正があり制度が拡充しました。全額控除となる寄附金の限度額は、住民税の所得割額の 1 割から 2 割となりました。また、ふるさと納税を行う自治体の数が 5 団体以内であれば、控除に必要な確定申告が不要になる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が始まりました。「ふるさと納税制度」については、テキスト 82 ページを参照して頂くとよいのですが、全額控除となる寄附金の限度額改正については触れていません。知っておいていただきたい時事問題として、今回出題しました。

総務省「ふるさと納税ポータルサイト」もぜひ参照してください。

www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html

【保険・年金】

問 7

障害基礎年金の受給要件の 1 つに「障害認定日に、障害等級 1 級または 2 級の状態である者」があります。障害基礎年金には、1 級障害と 2 級障害があります

が、3級障害はありません。なお、障害厚生年金には、3級障害もあります。障害基礎年金と障害厚生年金の違いは押さえておいて下さい。テキスト 143 ページと 144 ページを参照してください。

問 8

兄弟姉妹は、遺族厚生年金が受給できる遺族の対象外となっています。遺族厚生年金は、基本的に直系家族を養育するためのものであるため、兄弟姉妹のような傍系血族（父母という共通の祖先から枝分かれした血族）は、遺族厚生年金の対象外となります。遺族厚生年金の受給要件については、テキスト 147 ページを参照してください

問 17

通常より緩い基準での告知で加入することができる医療保険を引受条件緩和型（引受基準緩和型）の医療保険といいます。持病がある人や病気をしたことがある人、その治療のために手術をしたことがある人などは、病気をしたことがない人などの一般的な医療保険の加入者よりも、給付金を受け取る可能性や給付金の請求頻度が多いことが想定できます。保険会社は、その支払分を準備するために、引受条件緩和型の医療保険の保険料を一般的な医療保険よりも高く設定しています。テキスト 180 ページには、「緩和型医療保険」についての詳細説明はありませんが、一般的な医療保険はどういった人が入れるのもので、加入時の審査が緩やかな緩和型は、どういった人が入れるものなのかを考えて頂くと、正解の③に辿り着ける設問です。

問 20

賠償責任保険は、第三者に対して法律上の賠償責任を負担した時に損害を填補する保険で、個人用と事業用があります。個人が日常生活での偶然な事故によって、相手方に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った時に補償される保険が個人賠償責任保険です。ただし、預かり物や借り物は保険の対象外となっています。よって、正解は①となります。テキスト 199 ページを参照してください。

【相続】

問 10

平成 25 年 12 月 5 日に、民法の一部が改正する法律が成立し、それまで非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分の 2 分の 1 とする部分を改正し、非嫡出子と嫡出子の法定相続分が同等になりました。これにより、平成 25 年 9 月 5 日以降に開

始した相続については、非嫡出子の相続分は嫡出子の相続分と同じになっています。テキスト 287 ページを参照してください。

問 12

平成 27 年 1 月 1 日以降に発生した相続についての基礎控除額は「3,000 万円＋600 万円×法定相続人数」です。設問の被相続人 K さんは平成 30 年 1 月 10 日死亡しており、法定相続人が 3 人のため、遺産にかかる基礎控除額は、「3,000 万円＋600 万円×3 人＝4,800 円」となるので、正解は②です。基礎控除についてはテキスト 298 ページを参照してください。